科学技術文献情報提供事業に係る

コンテンツ提供サービス事業

2026 新サービス公募 提出書類作成要領

[新サービス事業者枠]

令和 8 年 8 月

国立研究開発法人科学技術振興機構

目　　次

Ⅰ. 提出書類の作成にあたって 2
1. 提出書類の取扱い 2
2. 留意事項 2
Ⅱ. 提出書類 3
A. 参加資格審査申請書類 3
1. 参加資格審査申請書類の作成要領 3
2. 参加資格審査申請書類の様式 3
A-1. 参加申請書 3
A-2. 応募者の構成員構成表 3
A-3. 営業案内書 3
A-4. 登記事項証明書 4
A-5. 誓約書 4
A-6. 納税証明書 4
A-7. その他、「7.参加資格要件」の(i)、(ｊ)に関する書類 4
A-8. 官公需適格組合証明書 5
A-9. 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書 5
B. 提案書 6
1. 提案書の作成要領 6
2. 提案書の様式や記載項目 7
B-0. 表紙、目次 7
B-1. 事業実施方針 7
B-2. サービスの内容 8
B-3. 事業実施に関する内容 9
B-4. サービスシステムに関する内容 9
B-5. サービス営業に関する内容 9
B-6. コンプライアンス等 10
B-7. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 10
B-8. データ利用許諾に対する対価 12
Ⅳ. 様式Ⅱ 17
様式Ⅱ-1　参加申請書 17
様式Ⅱ-2　構成員構成表 18
様式Ⅱ-3　誓約書 19
様式Ⅱ-4　FS 提案様式 20
様式Ⅱ-5　FS 結果報告様式 21

本要領は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」という。）が実施する「科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業（新サービス事業者枠）　（以下、本事業という）」における提出書類の作成要領を定めたものである。

I. 提出書類の作成にあたって

1. 提出書類の取扱い

(1)　提出書類は、審査を実施する目的のみに使用し、原則として第三者(選定委員会委員および選定に関わる機構関係者を除く)に対しては一切開示しない。ただし、公募の公正性や透明性等を確保するために、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」等関連する法令、規定に基づき公開する場合がある。

(2)　提出書類は、評価や公開を行うために必要な範囲で複製を作成することがある。

(3)　提出書類の提出後、JSTの判断により補足資料の提出を求める場合がある。

(4)　以下に該当する提案は無効とする。

① 提出書類の提出方法、提出先、または提出期限に適合しないもの。

② 本提出書類作成要領に規定する事項に適合しないもの。

③ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

④ 許容された表現方法以外が用いられているもの。

⑤ 虚偽の内容が記載されているもの。

(5)　提出された書類は返却しない。

2. 留意事項

（１）　提出書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

（２）　提出書類の提出は、１者につき１件のみとする。

（３）　審査基準の各項目に関連して、項目内容にとどまらない有用な提案がある場合は、審査基準の特記すべき事項に関連する項目がわかるように、適宜まとめて記載すること。

（４）　各提出書類において、言語は日本語、通貨は円、単位はメートル法、日時は日本標準時を用いるものとする。

II. 提出書類

提出書類は、「参加資格審査申請書類」と「提案書」から成る。

A. 参加資格審査申請書類

1. 参加資格審査申請書類の作成要領

① 資格審査申請書類の提出部数は、正本1部、副本12部の計13部とし、あわせて各提出書類と同一内容を記録した電子媒体を１部提出する。

② 資格審査申請書類は、Ａ４縦長、左綴じとし、正本はホッチキスで留め、副本はクリップ留めとする。

③ 資格審査申請書類を格納した電子媒体は、指定様式は所定の各様式のフォーマット形式とし、それ以外は、Adobe(R) Acrobat(R) Readerで閲覧可能なPDFファイルとすること。

④ 電子媒体にはＣＤ－ＲまたはDVD-Rを用い、MS-Windowsで読み込み可能なフォーマットとすること。

⑤ 企業体（ジョイントベンチャー、以下（JV）という。）又は特定目的会社を結成し、応募する場合は、構成される法人の代表企業が応募者の「構成員構成表」(A-2.）に記載された全構成員分について、資格証明書類（Ａ-3、4、6）の資料を提出すること。（代表企業分のみの提出は不可。）

2. 参加資格審査申請書類の様式

参加資格を有することを証明するための書類は、下記の様式に従うこと。

＜参加資格審査申請書＞

A-1.　参加申請書

本公募に応募するにあたり、「参加申請書」【様式Ⅱ-1】を提出すること。

A-2.　応募者の構成員構成表

本公募に複数法人で応募する場合、応募者の「構成員構成表」【様式Ⅱ-2】を提出すること。

A-3.　営業案内書

営業案内書の様式は自由とする。応募者の会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状況等を記載した、最新のパンフレット等でも可とする。

＜「「仕様書（新サービス事業者枠)」　7.参加資格要件」のうち(a)にかかる参加資格審査申請書類＞

A-4.　登記事項証明書

発行後3ヶ月以内の登記事項証明書（商業登記法（昭和３８年法律第１２５号）第６条第５号から第９号までに掲げる株式会社登記簿等に記録されている事項の証明書（履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書)。鮮明であれば写しでも可とする。日本国外籍の会社の場合は、これに準ずる、当該国の公的機関が発行した証明書類を提出すること。なお、必ず日本語の訳文を添付すること。

＜「「仕様書（新サービス事業者枠)」　7.参加資格要件」のうち(c)～(h)にかかる参加資格審査申請書類＞

A-5.　誓約書

(c)～(h)を証明するにあたっては、「誓約書」【様式Ⅱ-3】を用いること。

なお、(e)において、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生計画認可決定（確定した者に限る。）を受けた者は、更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書の写しを提出すること。

＜「「仕様書（新サービス事業者枠)」　7.参加資格要件」のうち(b)、(i)、(j)にかかる参加資格審査申請書類＞

A-6.　納税証明書

発行後3ヶ月以内の納税証明書。鮮明であれば写しでも可とする。消費税及び地方消費税並びに法人税について未納税額のないことを証明する「その３の３」が必須。日本国外籍の会社の場合は、これに準ずる、当該国の公的機関が発行した証明書類を提出すること。なお、必ず日本語の訳文を添付すること。また、特例猶予の場合は証明書類を合わせて提出すること。

A-7.　その他、「「仕様書（新サービス事業者枠)」 7.参加資格要件」の(i)、(j)に関する書類

「「仕様書（新サービス事業者枠)」　7.参加資格要件」の(i)、(j)について、資格・認証等取得している場合は、登録証等の写しを提出すること。未取得の場合は、(i)及び(j)に記載の個別要件ごとに、同等の管理・実施状況にあることを証明・説明する資料（様式自由）を提出すること。資料等がない場合は、資格・認証等の保有がないものと見なす。

なお、資格・認証等の有効期限が本年度内に切れる場合は、認定継続のための取り組み状況を記載すること。記載がない場合は、資格の保有が確認できないものと見なす。

＜「「仕様書（新サービス事業者枠)」　7.参加資格要件」のうち(k)にかかる資格証明書類＞

「「募集要項」11.1(1)参加資格審査」」の通り、本公募では、機構による与信調査を実施する予定である。本公募に係る調査であることを確認できた場合、当該調査に必ず協力すること。

また、以下に該当する場合は当該書面の写しを提出すること。

A-8.　官公需適格組合証明書

応募者が官公需適格組合の場合は、官公需適格組合証明書の写し、役員名簿の写し及び組合員名簿の写しを提出すること。

A-9.　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書

会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生計画認可決定（確定した者に限る。）を受けた者は、更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書の写しを提出すること。

B. 提案書

1. 提案書の作成要領

(1)　提案書の書式等

① 提案書は、JSTが示した様式に従い作成すること。
② 特に指定のない限り、A4判で作成すること。
③ 特に指定のない限り、記述様式の方法は基本的に自由とする（枚数制限なし）。
④ 図表を除き、各提出書類で使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上とし、上下左右20㎜程度の余白を設定すること。但し、図表等の文字は判読可能な大きさとし、事業者の裁量で設定してよい。
⑤ ページ数に制限がある場合は、当該枚数を上限とし作成すること。
⑥ 特に指定のない限り、片面印刷とすること。

(2)　提案書の構成及び部数

① 正本1部、副本12部、計13部提出すること。
② 本文の電子データが保存されている電子媒体（CD-RもしくはDVD-R）を１部提出すること。

(3)　提案書の体裁

① 左綴じバインダーで提出すること。
② 提案書（本文）に含まれるA3判の様式については、A4判に収まるよう折込みとすること。
③ 添付書類（出資者間協定書等）がある場合は、関連する様式の直後に収めること。
④ ページ下中央に、ページ番号を以下の形式にて記入すること。
「(ページ番号）／（全ページ数)」

(4)　提出する電子データの形式

① 提出する電子データの形式は、原則としてMicrosoft Word 及びMicrosoft Excel形式で提出すること。但し、様式と構成が同一であれば、Microsoft Power Point形式も可能とする。また、図表等でこれが困難であるものについては、データの読み取り及びコピー、印刷が可能なPDFファイル形式によること。
② 様式番号が分かるファイル名とし、閲覧しやすいよう配慮したフォルダ構造とすること。

(5)　その他作成上の留意点

① 募集要項及び仕様書（新サービス事業者枠）に記載の事項を踏まえ提案書を作成すること。
② 審査基準、様式一覧及び提出書類作成要領を参照し、提案のねらい、特に強調したいことについて、できるだけ曖昧な表現を避け、具体的に簡潔に記述すること。

③ 文字数、着色の有無についての制限はないが、必要に応じて数値目標・図表、色分け等を適宜活用して分かりやすい表現とすること。
④ 提案において根拠や実績等がある場合は、できるだけ判断に至った背景や根拠についても記述すること。
⑤ 仕様書（新サービス事業者枠）に記述がされている事項で、図表等で提出する提案書だけでは確認しきれないと思われる事項については、要求に合致していることが確認できるような記述に心がけること。
⑥ 造語・略語は、初出箇所において一般用語や専門用語を用いて定義を記載、もしくは用語集としてまとめること。
⑦ 他の様式や補足資料に関連する事項が記載されている等、参照が必要な場合には、該当するページを記入すること。

2. 提案書の様式や記載項目

※提案書作成時には、B-1. 以降の下記項目番号と項目名（例：B-1. 事業実施方針）を必ず記載すること。

B-0. 表紙、目次

提案書には表紙を付け、以下を記載すること。

① タイトル「科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業 新サービス事業者枠」提案書
※提案のコンセプト、サービス名称等を副題として付記してもよい。
② 社名
③ 作成日

また、項目番号・項目名の目次を設け、該当項目の記載場所をわかりやすくすること。

＜事業実施内容＞

以下の項目について、項目ごとに提案内容を記載すること。

B-1. 事業実施方針

事業実施方針について、仕様書（新サービス事業者枠）３．～９．に基づき記載すること。特に、応募者の企業理念及び提案するサービスの意義等について、本公募の趣旨との整合性を踏まえて明確に記載すること。
その際、本事業が公共性を有することを十分に認識し、JSTが保有するデータを広く社会へ流通・利活用させていくという方針に対し、応募者としてどのような姿勢（スタンス）で貢献できるかについても具体的に記載すること。

B-2. サービスの内容

提案する各サービスについて、次の事項について記載すること。

① サービス名称（案）、選択するサービスタイプ（新規サービス開発タイプ/自社サービス強化タイプ）、実現可能性調査（以下「FS」）の適用の有無

複数サービスを提案する場合、以下の書式を基調とした一覧表を作成すること。

#	サービス名称（案）	サービスタイプ	FS適用の有無
1	XXXXXX	新規or自社	有or無
2	YYYYYY	新規or自社	有or無
3	ZZZZZZ	新規or自社	有or無

② 概要（目的、サービス項目と内容、サービスにより期待される効果、リリース時期）

③ 提供価値の異なりの確認

「「仕様書（新サービス事業者枠）」9.(5) ③提供価値の異なりの確認」の通り、本公募では既採択サービスとは異なる価値を利用者に提供する新しいサービスを募集するため、応募者は自らの提案における既採択サービスとの差別化、新しい価値や利用体験の実現等を示さなければならない。

「別紙１」に示された既採択サービスの提供価値に対して、「別紙２」のフォーマットに則り提案サービスの価値とともに、既採択サービスとの提供価値の異なりを明確に記載すること。

なお、提供価値が異なることは必須であるが、提供機能は、既採択サービスに含まれる場合でも、既採択サービスを侵害しなければ、新たな提供価値を生むために使用することができる（「別紙１提供価値（提案において使用可能）」列を参照）。

本公募では、提供価値による審査を行い、提供価値実現の手段にあたる提供機能は審査対象としない。

④ JST提供データの価値向上

⑤ 技術面における実現性（既存技術や類似技術と比較した先進性（新規性・進歩性）の観点も記載すること。）

⑥ 市場性（ニーズやユーザメリット、想定利用者及び規模、今後の市場成長性等も記載すること。）

⑦ 競争優位性（新規性や既存サービスとの違いを明示するとともに、将来にわたる優位性を維持・発展させるためのアプローチについても記載すること。）

⑧ FSの実施内容

FSの実施を選択するサービスについては、「FS提案様式」【様式Ⅱ-4】を記載すること。必要なFS要素を選択し、目的や内容、判断のポイントを簡潔に記載すること。なお、FSの実施期間は最大で3ヶ月間とする。

FSの終了後は速やかに「FS結果報告様式」【様式Ⅱ-5】を記載し提出すること。

B-3. 事業実施に関する内容

（1） 組織体制、人員配置計画

事業実施体制として、自機関の組織体制、委託先等の補完事業者や連携事業者（対象・目的・効果・特徴等）、人員配置計画（人員配置・人数）を記載すること。人員配置には、総括責任者及び事業責任者を明記し、各人の国籍も記載すること。

また、サービスの実施体制（システム構築および運用時等）も含めて記載すること。

なお、事業実施体制について、B-2.サービスの内容に応じて、異なる体制を設ける場合、その目的や体制間の関係性等を記載すること。

B-4. サービスシステムに関する内容

（１）システムの構築・運用計画

システムの構築・運用計画について、記載すること。計画は契約開始から終了までの期間にわたって記載すること。

また、記載にあたり、以下に注意すること。

・システムの構築計画には、システムの構成（AIを活用する場合の開発や運用環境、外部連携する場合の連携先システムを含む）を含めること。

・提案するシステムが国内設置のデータセンターで稼働すること（クラウドサービスを利用の場合は、日本国内リージョンであること）を記載に含めること。（参照：「「仕様書（新サービス事業者枠）」 3.（１）情報セキュリティ」）

・JSTが提供する機械処理システム（機械翻訳システム、自動索引システム）を利用する場合は、対象システムならびに想定される利用や接続方法、利用量（リクエスト数や授受方法、頻度）等を具体的に記載すること。

B-5. サービス営業に関する内容

（１） 営業戦略および具体的手法

応募者の理念や目標に基づく営業全体の方針、それらに基づく、対象市場・顧客層などの契約期間全体を俯瞰した営業戦略を記載すること（他機関とのアライアンス等があれば記載）。

また、実践的な営業活動の手法やプロセス（営業の育成や、販売ネットワーク・チャンネルの活用、顧客サポートなども含む）の概要も合わせて記載すること。

B-6. 特筆すべき事項

（１）特筆すべき事項

審査基準の各項目に関連した、あるいは各項目の内容にとどまらない有用な提案がある場合は本項目に記載すること。なお、関連する項目がわかるように付記すること。

各項目の内容にとどまらない事例としては、今後の AI 技術革新に対するサービスの刷新や見直し等への対応や考え方、マネジメントシステムの構築、人材の確保及び教育、ユーザサポート、リスク管理計画の策定・管理等があげられる。

＜コンプライアンス等に関する内容＞

B-7. コンプライアンス等

本事業の実施に関係する下記の事項について記載すること。

① AIの安全・安心な利用促進の観点から、開発者、提供者及び利用者は各々がAI技術のリスクを認識し、技術の現状と限界を考慮した上で適切に活用することが求められる。
このための自主的な指針やガイドライン、具体的方策等があれば記載すること。

② 事業継続計画（BCP）対応等の観点から用意されている、地震、火災、水害、停電、感染症蔓延、サイバー攻撃等のリスクへの対策があれば記載すること。

③ 事業者における「関係法規等の遵守」「情報の管理」「守秘義務」「個人情報の取扱い」に関する方針やルール、取り組みについて記載すること。

④ 本事業の実施にあたり、事業者における事業規範や標準化など経営効率、ガバナンスや品質の向上、あるいは透明性や信頼等を確保する取り組みがあれば記載すること。

⑤ 本事業の遂行に必要なハードウェア、ソフトウェア、その他サービス等の実施において、特定の供給元への過度な依存を避け、供給遅延等に対するリスク低減策について、具体的な取り組み、あるいは対応への考えを記載すること。

⑥ 政府機関等のセキュリティ対策基準等に基づき、不当な情報の窃取や改竄、システムの意図しない停止等のリスクを排除する具体的取り組み、あるいは対応への考えを記載すること。

B-8. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

以下のフォーマットを用いて記載すること。

① 該当する□にレ点を入力すること。

② レ点を付加した項目の本提案時点で有効な認定書の写し及び行動計画策定済みを示す文書の写しを添付すること。なお、以下の認証等の有効期限が本年度内に切れる場合は、認定継続のための取り組み状況を記載すること。これらの写しや記載がない場合は、認定等の保有が確認できないものと見なす。

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定を受けている。（但し、労働時間等の働き方に係る基準は必ず満たしている。）

（1）行動計画 ※1　　□
（2）えるぼし認定段階 1　　□
（3）えるぼし認定段階 2　　□
（4）えるぼし認定段階 3　　□
（5）プラチナえるぼし認定　　□

※1 常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限り、行動計画（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）を策定している場合。

2.次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定を受けている。
（1）行動計画 ※1　□
（2）くるみん認定企業（平成 29 年３月 31 日までの基準）　□
（3）トライくるみん認定企業（令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの基準）□
（4）くるみん認定企業（平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの基準）　□
（5）（トライくるみん認定企業（令和 7 年 4 月 1 日以降の基準）　□
（6）くるみん認定企業（令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの基準）　□
（7）くるみん認定企業（令和 7 年 4 月 1 日以降の基準）　□
（8）プラチナくるみん認定企業　□

※1 常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限り、行動計画（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）を策定している場合。

3.青少年の雇用の促進等に関する法律（ユースエール認定）に基づく認定を受けている。
ユースエール認定企業　　□

4.上記１～3 のどの項目にも該当しない。　□

※提案後、認定取消等により記載内容と異なる状況となる場合は速やかに JST へ届け出ること。

＜データの利用許諾に対する対価＞

B-9. データ利用許諾に対する対価

(1)　データ利用料

JSTに支払う売上ロイヤリティ、利益ロイヤリティの計算式を下記に示す。詳細は「「仕様書（新サービス事業者枠)」9.(11)事業者の収入」を参照のこと。

単年度の売上ロイヤリティは下記計算式中の◇の料率について提案すること。最低値は9%とする。また、最低値の9%以上の提案を行う場合は、その根拠を記載すること。

なお、自社サービス強化タイプについては、売上高や営業利益の相当額に対するJST提供データの寄与分とその算定根拠を記載すること。

① 新サービス事業者枠（新規サービス開発タイプ）

（ｉ）単年度の税抜売上高が10億円未満の場合

・売上ロイヤリティ　（当初3年間は免除。上限1.3億円（税込）とする）※1

＝　税抜売上高 × ◇%※2

・利益ロイヤリティ※1・※3

＝　営業利益※4 **×（10・20・30・40・50）%**※5 **－ 売上ロイヤリティ**※6

（ii）単年度の売上高が10億円以上の場合

・売上ロイヤリティ　（当初3年間は免除。上限1.3億円（税込）とする）※1

＝　税抜売上高 × ◇%※2

・利益ロイヤリティ※1・※3

＝　営業利益※4 **×50%　－ 売上ロイヤリティ**※6

※１：別途消費税を加算する。

※２：◇は料率を提案すること。最低値は9%。

※３:利益ロイヤリティが０円以下になる場合は売上ロイヤリティのみを支払う。

※４：営業利益（総額）とは、各事業年度における事業者の本事業の売上合計額から原価及び本事業の実施に要する一切の費用を差し引いたものをいう。なお、費用には売上ロイヤリティを含まない。

※５：年度単位で固定料率。令和 9 年度は 10%、令和 10 年度は 20%、令和 11 年度は 30%、令和 12 年度は 40%、令和 13 年度は 50%となる。

※６：事業実施期間の当初 3 年間（令和 9～11 年度）は売上ロイヤリティの支払を免除するため、当該年度の利益ロイヤリティ計算においては、売上ロイヤリティを０円として算出を行う。

データ利用料の根拠

（JST が提示する売上ロイヤリティの最低値 9%を超える提案の場合に記載すること）

②新サービス事業者枠（自社サービス強化タイプ）

（ｉ）単年度の税抜売上高が10億円未満の場合

・売上ロイヤリティ　（当初3年間は免除。上限1.3億円（税込）とする）※1

＝　売上高相当額※2　×　◇%※3

・利益ロイヤリティ※1・※4

＝　営業利益相当額※2・※5　×（10・20・30・40・50）%※6　－ 売上ロイヤリティ※7

（ⅱ）単年度の税抜売上高が10億円以上の場合

・売上ロイヤリティ　（当初3年間は免除。上限1.3億円（税込）とする）※1

＝　売上高相当額※2　×　◇%※3

・利益ロイヤリティ※1・※4

＝　営業利益相当額※1・※5　×50%　－ 売上ロイヤリティ※7

※１：別途消費税を加算する。

※２：売上高や営業利益の相当額とは、JST提供データの寄与分に相当する部分をいう。

※３：◇は料率を提案すること。最低値は9%。

※４：利益ロイヤリティが０円以下になる場合は、売上ロイヤリティのみを支払う。

※５：利益相当額（総額）とは、各事業年度における事業者の本事業の売上高相当額の合計額から原価及び本事業の実施に要する一切の費用を差し引いたものをいう。なお、費用には売上ロイヤリティを含まない。

※６：年度単位で固定料率。令和 9 年度は 10%、令和 10 年度は 20%、令和 11 年度は 30%、令和 12 年度は 40%、令和 13 年度は 50%となる。

※７：事業実施期間の当初 3 年間（令和 9～11 年度）は売上ロイヤリティの支払を免除するため、当該年度の利益ロイヤリティ計算においては、売上ロイヤリティを０円として算出を行う。

相当額の JST 提供データ寄与分と算定根拠

（寄与分（〇%）とその算定根拠（データ数や機能数、利用回数の割合、別料金化等）を記載すること）

データ利用料の根拠

（JST が提示する売上ロイヤリティの最低値 9%を超える提案の場合に記載すること）

（２）　売上高、費用、利益（見込み）、売上ロイヤリティ、利益ロイヤリティの予測値

事業期間中(準備期間を除く令和9年4月1日から令和14年3月31日)の各年度について、サービス毎の売上、費用（本事業の遂行において必要となる一切の費用）を記載し、利益（見込み）、売上ロイヤリティ、利益ロイヤリティの予測値を記載すること。表形式が望ましい。

また、各年度のサービスの売上については、サービス毎の内訳も明記すること。

また、各々の根拠を分かりやすく記載すること。根拠は別頁・資料とすることを可とする。

別紙１：既採択サービスの価値と利用可能な提供機能

	既採択サービス	提供価値（提案において異なりが必須）	提供機能（提案において使用可能） ※左記の提供価値を侵害しないものに限る
1	文献検索サービス （JDreamⅢ検索サービス：クイックサーチ･アドバンストサーチ他）	・目的に沿った文献の発見。 ・JST シソーラス、索引に基づく網羅性と確実性が担保された検索集合による俯瞰的な知見の獲得。	・文献検索 ・文字列検索 ・分析可視化 ・要約 ・レコメンド ・レポート作成 ・統合検索 ・タグ付 ・指標算出 ・その他 新たな技術や独自技術
2	最新文献情報の配信サービス(SDIサービス・科学技術文献速報サービス)	上記 １に付随する、登録テーマに関連する最新文献の自動的なキャッチアップおよび収集の省力化。	
3	研究者探索サービス （JDream Expert Finder）	技術や課題に関連する適切な研究者の発見や研究者同士の関係性の把握。	
4	医学文献情報の専門的解析・情報抽出サービス （JDream SR）	医学薬学文献の調査の負担軽減と生産性向上、見落としリスク低減。	
5	技術戦略の分析・可視化サービス （JDream Innovation Assist）	論文に加え、知財・ニュース等のビジネス情報群をもとに、着目する技術や課題に対するプレーヤーや技術・業界の分析・戦略立案に資する動向把握。	
6	上記の各サービスの特徴等を踏まえた AI と専門知を融合した新プラットフォームサービス（仮称）	・1-5 の提供価値の高度化	

※上記既採択サービスに限らず、JSTが提供する文献情報等のデータ、辞書等を販売その他の方法により提供することは禁止とする。

別紙２：提供価値の異なりに関する記載フォーマット

提案サービス名称	
提案サービスの提供価値	

	既採択サービス	既採択サービスとの提供価値の異なり※
1	文献検索サービス （JDreamⅢ検索サービス：クイックサーチ・アドバンストサーチ他）	
2	最新文献情報の配信サービス（SDI サービス・科学技術文献速報サービス）	
3	研究者探索サービス （JDream Expert Finder）	
4	医学文献情報の専門的解析・情報抽出サービス （JDream SR）	
5	技術戦略の分析・可視化サービス （JDream Innovation Assist）	
6	上記の各サービスの特徴等を踏まえたAIと専門知を融合した新プラットフォームサービス（仮称）	

※利用者が得る価値の違いを記載すること。提供機能の差異、技術要素の置き換え、インターフェースの差異は価値に当たらないことに留意すること

III.　様式Ⅱ

様式Ⅱ-1

様式Ⅱ-1　参加申請書

令和８年　　月　　日

国立研究開発法人科学技術振興機構　御中
（担当：情報事業部情報資産企画グループ）

（郵便番号）
本社（店）所在地
商号又は名称
代表者氏名　　印

担当者氏名
電話番号
ＦＡＸ
メールアドレス
※商号、代表者、担当者名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

参加申請書

「科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業」における「新サービス事業者枠」への参加を希望するので申請します。

なお、「「募集要項」6.1.応募者について」」に掲げられている事項、「6.2.応募者に求める参加資格要件」に掲げられている事項を満たしていること、及び、この申請及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

なお、【様式Ⅱ-2】に記載する各構成員は、他の応募者の構成員として「科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業」における「新サービス事業者枠」ならびに「技術補完事業者枠」の応募提案に参加しないことを誓約します。

様式Ⅱ-2

様式Ⅱ-2　構成員構成表

令和８年　　月　　日

国立研究開発法人科学技術振興機構　御中
（担当：情報事業部情報資産企画グループ）

〔代表企業〕
商号又は名称
所　　在　　地
代　表　者　名　　印

構成員構成表

私は、下記の企業で構成されるグループにて、「科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業」における「新サービス事業者枠」の事業者選定公募への参加を希望いたします。

1. 代表企業
商号又は名称 所在地 代表者名　　（印不要） 担当者名 所属　　電話 住所　　FAX 電子メールアドレス
2. 構成員（　　事業担当）
商号又は名称 所在地 代表者名　　（印不要） 担当者名 所属　　電話 住所　　FAX 電子メールアドレス
3. 構成員（　　事業担当）
商号又は名称 所在地 代表者名　　（印不要） 担当者名 所属　　電話 住所　　FAX 電子メールアドレス
4. 構成員（　　事業担当）
商号又は名称 所在地 代表者名　　（印不要） 担当者名 所属　　電話 住所　　FAX 電子メールアドレス

※１代表企業の押印のうえ提出してください。
※２記入欄が足りない場合は、本様式に準じて作成・追加してください。

様式Ⅱ-3　誓約書

誓約書

「科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業」の資格審査に参加するに当たり、下記のとおり誓約します。

記

(c) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者及び第 71 条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者。

(d) 本公募における優先交渉権者決定の日までの期間、機構から指名停止、取引停止、一般競争参加資格停止又は営業停止（以下「指名停止等」という。）を受けている期間中に該当しない者であること。

(e) 破産法、会社更生法、民事再生法又はこれらに類似する日本法又は日本国外の法上の倒産法制に基づく、手続の開始の申立がなされていないこと。

(f) 役員のうち、次に該当するものが所属していないこと。

- 成年被後見人若しくは被保佐人又は日本国外の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は日本国外の法令上これと同様に取り扱われている者
- 禁錮以上の刑（これに相当する日本国外の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

(g) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）と現在も将来も一切の関係を有しないこと。また、反社会的勢力による不当要求等に対しては、毅然とした態度で臨み、これを拒絶することを約定できること。

(h) 親会社が存在する場合、親会社が上記(e)～(g)に該当しないこと。

以上

令和 8 年　月　日

国立研究開発法人科学技術振興機構　御中

会社名

所在地

代表者名　　㊞

様式Ⅱ-4　FS 提案様式

提案会社名：

提案サービス名称：

FS実施スケジュール(予定)	YYYY/MM～YYYY/MM ※3ヶ月以内で設定
初期交渉	要・否 ※契約調整事項がある場合等に選択（2週間～1ヶ月程度を設定。FS期間には含めない)。

FS要素 ※選択（複数可）	実施目的・内容	判断ポイント
（ⅰ）目的・範囲の明確化	※当該FS要素を実施しない場合は「該当無し」と記載する。	
（ⅱ）市場調査		
（ⅲ）データ分析・評価		
（ⅳ）リスク評価		
（ⅴ）最終評価		
（ⅵ）その他		

様式Ⅱ-5

様式Ⅱ-5　FS 結果報告様式

提案会社名：

提案サービス名称：

FS実施スケジュール	YYYY/MM～YYYY/MM ※FSを実施した実際の期間を記載

FS要素 ※選択（複数可）	実施目的・内容	判断ポイント	FS実施結果
（ⅰ）目的・範囲の明確化	※当該FS要素を実施しない場合は「該当無し」と記載する。		
（ⅱ）市場調査			
（ⅲ）データ分析・評価			
（ⅳ）リスク評価			
（ⅴ）最終評価			
（ⅵ）その他			